

四半期報告書

(第74期第1四半期)

自 平成25年4月 1日
至 平成25年6月 30日

株式会社テレビ朝日

(E04414)

第74期第1四半期（自 平成25年4月 1日 至 平成25年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	23

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【四半期会計期間】 第74期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社テレビ朝日

【英訳名】 TV Asahi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早 河 洋

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経理局長 香 山 敬 三

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経理局長 香 山 敬 三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第1四半期 連結累計期間	第74期 第1四半期 連結累計期間	第73期
会計期間	自 平成24年4月 1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月 1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	63,919	68,197	253,774
経常利益 (百万円)	5,942	7,758	15,708
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,330	3,776	9,030
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,529	4,987	16,002
純資産額 (百万円)	249,893	264,926	261,969
総資産額 (百万円)	319,322	335,610	333,150
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	33.16	37.60	89.91
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	76.8	77.6	77.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 平成24年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割いたしました。1株当たり四半期(当期)純利益金額については、株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。
- 4 潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の日本経済は、雇用情勢の厳しさが残るもの、海外景気の底堅さなどを背景に、輸出に持ち直しの動きが見られました。また、生産や個人消費などにつきましても持ち直しております。

広告業界におきましては、東京地区のスポット廣告の出稿量が前年同期を下回るなど厳しい状況となりました。

このような経済状況のなか、当社グループは、テレビ放送事業はもとより、音楽出版事業やその他事業においても収益確保に努め、当第1四半期連結累計期間の売上高は681億9千7百万円（前年同期比+6.7%）、売上原価、販売費及び一般管理費の合計は614億8千8百万円（同+4.6%）となりました結果、営業利益は67億8百万円（同+30.1%）、経常利益は77億5千8百万円（同+30.6%）となりました。また、特別損失として送信所移転対策損失を計上したことなどにより、四半期純利益は37億7千6百万円（同+13.4%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①テレビ放送事業

タイム収入は、企業の景況感が改善したことにもない、安定的な広告枠の確保を図る動きが見られました。レギュラー番組のセールスでは、4月改編において「関ジャニの仕分け∞」「ロンドンハーツ」などの視聴率が好調な番組を中心に、単価の上昇を達成したことで順調に推移し、前年同期に比べ増収となりました。一方、単発番組につきましては、「2014FIFAワールドカップブラジル アジア地区最終予選」などのサッカー日本代表戦の放送が前年同期に比べ減少したことなどにより、減収となりました。以上の結果、タイム収入合計は215億2千7百万円（前年同期比△3.0%）となりました。

スポット収入は、東京地区の廣告出稿量が前年同期を下回りましたが、当社は単価の上昇を図ってセールスしたことで、前年同期に比べて大幅な増収となりました。業種別では「金融・保険」「食品」「サービス・娯楽」などが好調で、全16業種中12業種が前年同期を上回る伸びとなりました。以上の結果、スポット収入は268億8千8百万円（同+7.9%）となりました。

また、番組販売収入は32億5千1百万円（同△1.8%）、その他収入は66億2千6百万円（同+6.9%）となりました。

以上の結果、テレビ放送事業の売上高は582億9千3百万円（同+2.9%）、営業費用は525億2千5百万円（同+0.2%）となりました結果、営業利益は57億6千8百万円（同+37.3%）となりました。

②音楽出版事業

“ケツメイシ” “湘南乃風” および “ソナーポケット” が全国各地でコンサートツアーを開催したことなどにより、音楽出版事業の売上高は47億4千6百万円（前年同期比+138.8%）となりました。また、営業費用は41億4千3百万円（同+146.6%）となりました結果、営業利益は6億2百万円（同+96.5%）となりました。

③その他事業

ショッピング事業やDVD販売が増収となったものの、子会社の機器販売リース事業が減収となったことなどにより、その他事業の売上高は80億1千4百万円（前年同期比+0.0%）、営業費用は76億7千4百万円（同+4.4%）となりました結果、営業利益は3億4千万円（同△48.6%）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末比24億6千万円増の3,356億1千万円となりました。これは、有価証券が59億9千9百万円減少したものの、受取手形及び売掛金が47億7千6百万円増加したことや投資有価証券が14億9千4百万円増加したことなどによります。

負債合計は、前連結会計年度末比4億9千6百万円減の706億8千3百万円となりました。また、純資産合計は、前連結会計年度末比29億5千6百万円増の2,649億2千6百万円となりました。この結果、自己資本比率は77.6%となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

また、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を以下のとおり定めております。

<当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針>

I 基本方針の内容

1 当社の企業価値の源泉について

当社は民間放送局として、国民生活に必要な情報と健全な娛樂を提供することによる文化の向上に努め、放送の公共性・公益性・不偏不党の立場を堅持し、民主主義の発展に貢献するとともに、適切・公正な手法により利潤を追求してまいりました。

このような放送が担う公共的使命を果たしながら企業活動を行うため、共通の理念を持つ人材の育成と確保、ステークホルダーとの信頼関係の保持、放送局・報道機関としての使命の全うとともに、これらを前提とした社会のニーズに適うコンテンツを制作・発信し続けることが企業価値の源泉であると確信しております。

なお、当社の企業価値にかかる考え方の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://company.tv-asahi.co.jp/>）に掲載しております。

2 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をともなう買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれのあるものも少なくありません。

当社は、民間放送局として I 1 のような認識のもと、市民社会に貢献する企業活動を継続することが、社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。そもそも、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）が構築してきたコーポレートブランドや企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、(i) 放送・その他の事業を通じて提供する情報やコンテンツが社会から信頼され、求められていることが、当社の存立基盤であるとの認識を持って、企業活動を発展的に継承していくこと、(ii) さらに、これら一連の企業活動は、当社の放送事業の特質を活かしながら、その他の事業とともに、情報・コンテンツをさらに魅力的かつ社会から求められるようにするために行われるものであること、(iii) そのために必要な企業活動の基盤を整備すること、および(iv) 安定的な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量取得行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付けが当社グループの企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するため必要な情報や時間を確保すること、もしくは株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

1 「デジタル5ビジョン<経営計画2011-2013>」に基づく取り組み

放送局を取り巻く環境は、急激なスピードで変化しております。平成23年度には、地上アナログ放送停波とデジタル放送への移行が完了し、当社も「デジタル5チャンネルのテレビ朝日」として新たな歴史が始まりました。また、スマートフォン、タブレット端末、スマートTVなどデバイスの高機能化が急速に進んでおり、プロードバンドの普及によりコンテンツの流通路も多様化しています。

こうした環境変化のなかで、さらなる進化を遂げるべく、当社は平成23年度から平成25年度までの3ヶ年計画「デジタル5ビジョン<経営計画2011-2013>」をスタートさせ、平成25年度はその最終年度にあたります。開局以来50年を超える歴史のなかで築き上げた強みを活かし、競合他社と差別化された独創的なポジションを構築することにより、当社はコンテンツを核としたあらゆるビジネスの最大化を実現してまいります。それにより、将来「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」となることを目指してまいります。

当社はこの3ヶ年を「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」を目指すための基盤を完成させる期間と位置づけ、以下の5つの戦略目標を掲げております。

<3ヶ年に注力する5つの戦略目標>

「地上波の世帯視聴率で平成25年度中にプライム・プライム2 1位、全日帯 トップグループ」

「広告収入の最大限拡大と広告の『新ビジネススキーム』の構築」

「コンテンツ展開の推進と新規ビジネスの開拓による広告外収益の拡大」

「グループ経営の効率化と競争力の強化」

「活力あるテレビ朝日グループを創る人事・企業風土の改革」

今後もテレビ放送事業者としての公共性や社会的責任を全うできるよう良質なコンテンツの提供に努めてまいりますとともに、この3ヶ年を足がかりにさらなる成長を実現し、ステークホルダーのみなさまのご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

2 コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課題の一つであるとの認識に基づき、経営監視の体制を構築しております。具体的には、コンプライアンスに基礎を置く内部統制体制の整備により、経営監視体制の一層の強化を図っております。

当社は、放送局・報道機関としての公共性・公益性の堅持を前提に、適切、公正な手法による利潤の追求を目指しており、この考え方は、当社のコーポレート・ガバナンスの体制確立・企業活動の推進に大きな比重を占めています。

具体的には、当社取締役会は16名中6名を社外取締役で構成しており、社外取締役は、それぞれの経験、専門性などを生かし多様な視点から当社取締役会の監督強化に寄与しております。また、当社の監査役は、5名中3名を社外監査役で構成しており、そのうちの1名は弁護士の資格を有する者としております。また、監査役を補佐するスタッフの配置をはじめ、監査・チェック機能の強化に資する施策も推進しております。（役員の員数については、平成25年6月30日現在のものであります。）

さらに、取締役会決議に関する書面決議制度の導入、特別取締役の選定を通じて、適正な経営監視体制のもとでの意思決定の迅速化も図っております。

今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を進め、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成25年4月30日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定し、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において、本プランの更新に関して株主のみなさまの承認を得ております。

本プランは、特定の株主またはそのグループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対して、大量取得行為に先立ち、当社に対して十分な情報提供をすることを要請するとともに、当社取締役会による当該大量取得行為に対する評価・意見表明、大量取得者との交渉、代替案の提示を可能とすることにより、株主のみなさまが当該大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために交渉を行うことを可能とするための手続きを定めるものです。そして、かかる手続きが遵守されない場合、または当該大量取得行為が基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損すると判断される場合には、当社取締役会が、独立した第三者により構成される独立委員会の勧告を受けて、新株予約権の無償割当てなど、当該大量取得行為への対抗措置を講じることを認めるものです。

当社の株券等について大量取得行為が行われる場合、当該大量取得者には、本プランを遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等および当該大量取得行為の検討に必要な情報を記載した書面の提出を求めます（使用言語は日本語に限ります）。その後、当該大量取得者から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案がある場合には当該代替案が、独立委員会に提供され、その評価・検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえで、大量取得行為の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、当該大量取得者との交渉、当社取締役会を通じての株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、大量取得者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該大量取得行為の内容の検討、大量取得者との協議・交渉等の結果、当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合など本プランに定める要件に該当する大量取得行為であると認めた場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。また、独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置発動の可否について勧告するほか、対抗措置の発動について株主総会に諮るべきである旨の勧告をする場合があります。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について株主のみなさまのご意見を反映すべきと判断した場合には、株主のみなさまに對し対抗措置の発動についてお諮りするため、株主総会招集の決議を行い、当社株主総会を開催する場合があります。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合、当該新株予約権には、大量取得者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が大量取得者等以外の者から当社株式その他の財産と引換えに新株予約権を取得することができる旨等の取得条項が付されており、株主のみなさまは1円以上で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしています。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合、株主のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主のみなさまが新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。）

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://company.tv-asahi.co.jp/contents/ir_news/index.html）に掲載する平成25年4月30日付プレスリリースをご覧ください。

IV 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「デジタル5ビジョン<経営計画2011-2013>」に基づく取り組みおよびコーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記Ⅲ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者の専門家を利用することができるとされていること、有効期間が最長約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	100,600,000	100,600,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	100,600,000	100,600,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月 1日～ 平成25年6月30日	—	100,600,000	—	36,642	—	55,342

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,598,100	1,005,981	—
単元未満株式	普通株式 1,900	—	—
発行済株式総数	100,600,000	—	—
総株主の議決権	—	1,005,981	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,776	10,641
受取手形及び売掛金	注2 67,141	注2 71,918
有価証券	49,996	43,997
たな卸資産	7,550	8,262
その他	9,172	10,358
貸倒引当金	△104	△107
流動資産合計	144,533	145,070
固定資産		
有形固定資産		
土地	39,916	39,916
その他（純額）	45,144	46,160
有形固定資産合計	85,061	86,076
無形固定資産		
その他	5,826	5,502
無形固定資産合計	5,826	5,502
投資その他の資産		
投資有価証券	84,388	85,883
その他	13,578	13,239
貸倒引当金	△238	△163
投資その他の資産合計	97,728	98,960
固定資産合計	188,616	190,539
資産合計	333,150	335,610
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	10,659	10,428
未払法人税等	3,643	2,532
役員賞与引当金	60	15
送信所移転対策引当金	1,080	1,525
その他	40,128	40,138
流動負債合計	55,572	54,639
固定負債		
退職給付引当金	14,425	14,644
役員退職慰労引当金	327	315
その他	854	1,084
固定負債合計	15,608	16,043
負債合計	71,180	70,683

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,642	36,642
資本剰余金	55,342	55,342
利益剰余金	159,234	160,998
自己株式	△326	△326
株主資本合計	250,893	252,657
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,718	6,574
繰延ヘッジ損益	1,027	1,278
為替換算調整勘定	△147	△107
その他の包括利益累計額合計	6,598	7,745
少數株主持分	4,478	4,523
純資産合計	261,969	264,926
負債純資産合計	333,150	335,610

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	63,919	68,197
売上原価	43,958	45,950
売上総利益	19,960	22,247
販売費及び一般管理費	14,804	15,538
営業利益	5,156	6,708
営業外収益		
受取利息	16	23
受取配当金	476	538
持分法による投資利益	218	392
その他	110	108
営業外収益合計	822	1,063
営業外費用		
固定資産廃棄損	7	6
為替差損	11	—
投資事業組合運用損	—	3
その他	16	3
営業外費用合計	35	13
経常利益	5,942	7,758
特別損失		
投資有価証券評価損	253	83
送信所移転対策損失	—	1,100
特別損失合計	253	1,183
税金等調整前四半期純利益	5,689	6,575
法人税等	2,272	2,735
少数株主損益調整前四半期純利益	3,416	3,839
少数株主利益	86	62
四半期純利益	3,330	3,776

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,416	3,839
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△696	841
繰延ヘッジ損益	△180	251
為替換算調整勘定	19	39
持分法適用会社に対する持分相当額	△30	14
その他の包括利益合計	△887	1,147
四半期包括利益	2,529	4,987
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,443	4,924
少数株主に係る四半期包括利益	85	63

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年6月 30日)
1 税金費用の計算 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務(銀行借入保証)

下記の者の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
従業員住宅資金融資保証	1,114百万円	1,075百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理

当第1四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しており、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	93百万円	100百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年6月 30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年6月 30日)
減価償却費	2,232百万円	2,281百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,006	1,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,012	20	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	テレビ放送 事業 (百万円)	音楽出版 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	55,740	1,883	6,294	63,919	—	63,919
セグメント間の内部売上高 又は振替高	887	103	1,719	2,709	△2,709	—
計	56,627	1,987	8,013	66,628	△2,709	63,919
セグメント利益	4,201	306	662	5,170	△14	5,156

(注) 1 セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

	報告セグメント				調整額 (百万円) (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注2)
	テレビ放送 事業 (百万円)	音楽出版 事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	57,241	4,661	6,294	68,197	—	68,197
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,051	85	1,719	2,856	△2,856	—
計	58,293	4,746	8,014	71,054	△2,856	68,197
セグメント利益	5,768	602	340	6,711	△2	6,708

(注) 1 セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年6月 30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年6月 30日)
1 株当たり四半期純利益金額	33.16円	37.60円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,330	3,776
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,330	3,776
普通株式の期中平均株式数(千株)	100,441	100,438

(注) 1 平成24年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割いたしました。1株当たり四半期純利益金額および普通株式の期中平均株式数については、株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

2 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、株式会社ビーエス朝日（以下「B S 朝日」といい、当社と併せて「両社」といいます）との間で、平成26年4月1日（予定）を効力発生日として、当社の吸收分割（以下「本吸收分割」といいます）および両社間の株式交換（以下「本株式交換」といい、本吸收分割と併せて「本組織再編」といいます）を併用する方法により、当社を認定放送持株会社とするグループ体制に移行すること（以下「認定放送持株会社体制への移行」といいます）について基本的な合意に達し、両社取締役会において決議の上、平成25年7月31日付で「基本合意書」（以下「本基本合意書」といいます）を締結いたしました。

また、当社は、平成25年7月31日開催の取締役会において、平成25年10月中（予定）に分割準備会社として当社が100%出資する子会社である「テレビ朝日分割準備株式会社」（以下「分割準備会社」といいます）を設立することを決議いたしました。

1 認定放送持株会社体制への移行の目的

当社が将来のビジョンとして掲げる「日本でトップグループのコンテンツ総合企業」になるためには、地上波・B S・C Sの三波一体運用体制をこれまで以上に強固なものとし、コンテンツを起点に放送周辺メディアへさらに戦略的・効率的なビジネス展開を図っていく必要があります。当社グループは、このことを組織的・機能的に具現化するための体制として、認定放送持株会社制度を導入すべきとの判断に至りました。

2 本吸收分割の概要

(1) 吸收分割会社および吸收分割承継会社

	吸收分割会社	吸收分割承継会社
名 称	株式会社テレビ朝日（当社）	テレビ朝日分割準備株式会社

(2) 分割する事業の内容および規模

分割する事業の内容は、グループ経営管理事業を除く一切の事業であり、規模については未定です。

(3) 本吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、別途新設する分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割です。

(4) 会計処理の概要

本吸収分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）における「共通支配下の取引」として会計処理する予定です。

(5) 本吸収分割の効力発生日

平成26年4月1日（予定）

3 本株式交換の概要

(1) 本株式交換により完全子会社となる会社の概要

商号	株式会社ビーエス朝日
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目3番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 風間 建治
資本金の額	100億円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	191億円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	208億円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	放送法による基幹放送事業、放送番組、録画物、録音物および映画の制作、販売および輸出入に関する事業など

(2) 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社としB S朝日を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。本株式交換については、当社においては、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の方法により、株主総会の承認を得ないで行う予定であり、また、B S朝日においては、平成25年12月16日開催予定の臨時株主総会にて承認を受ける予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	B S朝日 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	18

(注1) 株式の割当比率

B S朝日の普通株式1株に対して当社の普通株式18株を割当て交付いたします。但し、当社が所有するB S朝日の株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当ての内容は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議・合意の上、変更する可能性があります。

(注2) 当社が本株式交換により発行する新株式数（予定）

当社は、本株式交換により、普通株式7,929,000株を発行いたします（本株式交換にあたり、

当社は、その自己株式の交付を行わない予定です)。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

単元（100株）未満の当社の株式の割当てを受ける株主の皆様につきましては、かかる割当された株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社（本組織再編に伴う商号変更後の「株式会社テレビ朝日ホールディングス」）に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

(4) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）における「取得」に該当し、当社を取得企業とするパーチェス法を適用する予定です。

(5) 本株式交換の効力発生日

平成26年4月1日（予定）

(6) その他

その他の株式交換契約の内容については、今後B/S朝日と協議の上、平成25年10月31日に株式交換契約を締結する予定です。

4 結合後企業の名称

本組織再編の効力が生ずることを条件として、当社は、その商号を「株式会社テレビ朝日ホールディングス」に、分割準備会社は、その商号を「株式会社テレビ朝日」に変更する予定です。

5 その他

当社の無線局免許に係る免許人の地位については、分割準備会社に承継することを予定しています。従って、本組織再編は、(i)当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます）、(ii)分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含みます）および(iii)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られることを停止条件とする予定です。また、本組織再編は、その効力が生ずる直前時において、効力発生時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていることを停止条件として、その効力を生ずることになります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月13日

株式会社テレビ朝日

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山田 雄一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小酒井 雄三 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 太郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テレビ朝日の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テレビ朝日及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は株式会社ビーエス朝日との間で、平成26年4月1日を効力発生日として同社を株式交換により完全子会社とする基本合意書を平成25年7月31日に締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【会社名】 株式会社テレビ朝日

【英訳名】 TV Asahi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早河 洋

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 早河洋は、当社の第74期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。